

富士市成年後見制度
利用促進計画（案）
～概要版～

令和4年3月

富士市

1 策定の目的

認知症や知的・精神障害等により判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用し、法律面・生活面で保護や支援を受けることで、権利や財産が侵害されることがなく安心して暮らしていくことができるように、成年後見制度利用促進の基本的な方向性とその取組を明らかにし、計画的に進めていくことを目的とします。

2 計画期間と策定体制

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

計画の策定にあたっては、弁護士、司法書士、社会福祉士、市が委託している地域包括支援センターの代表者によって構成される「富士市成年後見制度利用促進計画ワーキング」に諮り、法律的・福祉的知見から意見をいただくとともに、オブザーバーとして静岡家庭裁判所富士支部主任書記官を招き、より実務に沿った内容となるよう策定しました。

3 本計画の位置づけ

本計画は、平成28年4月に公布された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づき策定しています。

計画の基本的な方針は、国の計画である成年後見制度利用促進基本計画を勘案して定めています。

また上位計画である「富士市地域福祉計画」を踏まえ、体系上の関連計画である「富士市第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（ふじパワフル85計画VI）並びに「富士市第4次障害者計画」、「富士市第6期障害福祉計画」と並行して実施します。

年度	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026
国	成年後見制度利用促進基本計画									
富士市			成年後見制度利用促進計画 ワーキング			富士市成年後見制度利用促進計画				
		第8次・第7期			第9次高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画					
		第4次障害者計画								
		第5期			第6期障害福祉計画					
	第4次地域福祉計画					第5次				

4 計画の概要

1 基本理念

《基本理念》

「支え合い思い合いながら、
尊厳をもってその人らしく生活できる地域づくり」

《目指す社会》（第5次富士市地域福祉計画）（策定中）

「だれもが安心してともに暮らせる地域」

2 基本目標

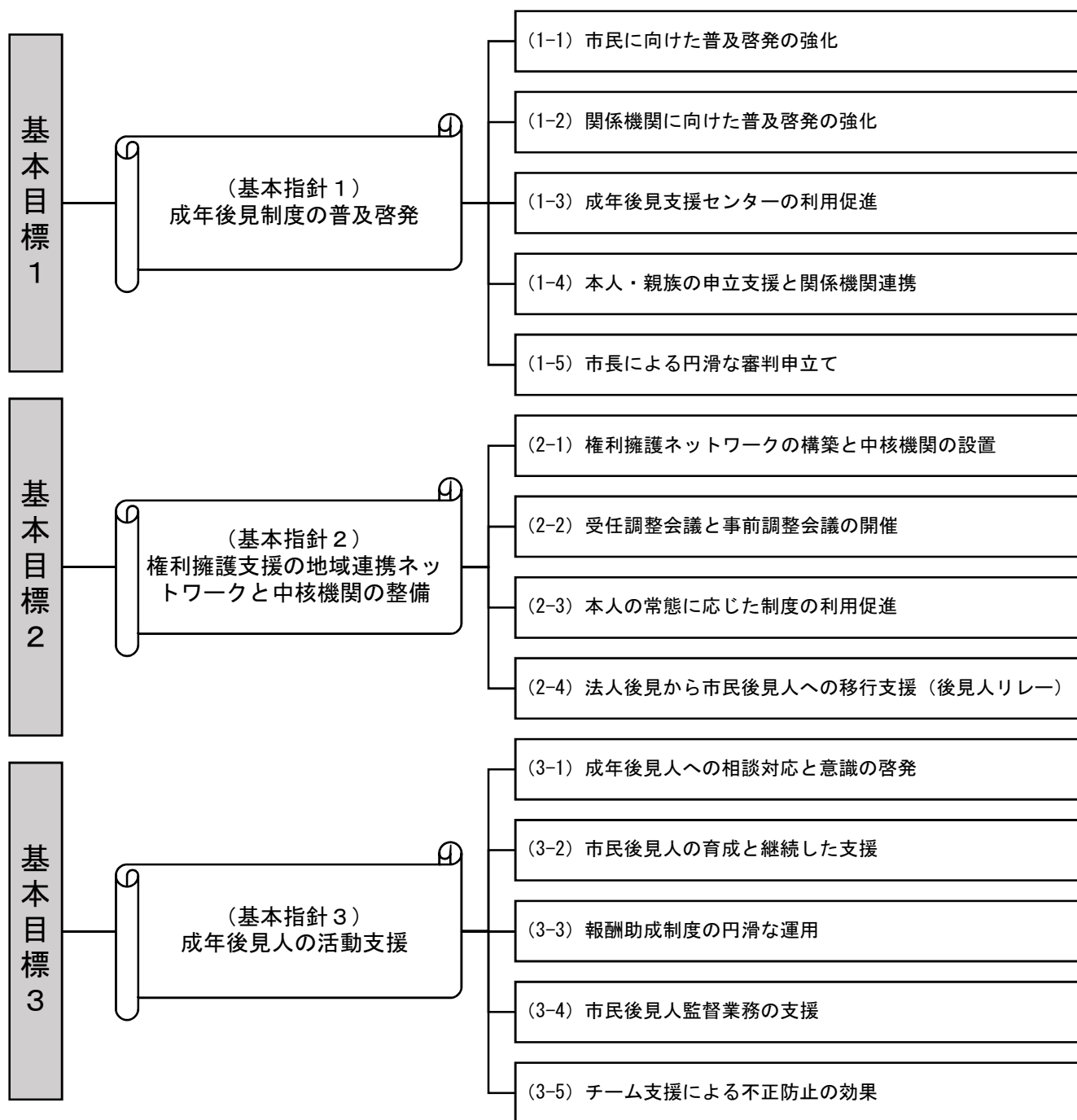
本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための環境を整備します

基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

基本目標Ⅲ 成年後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

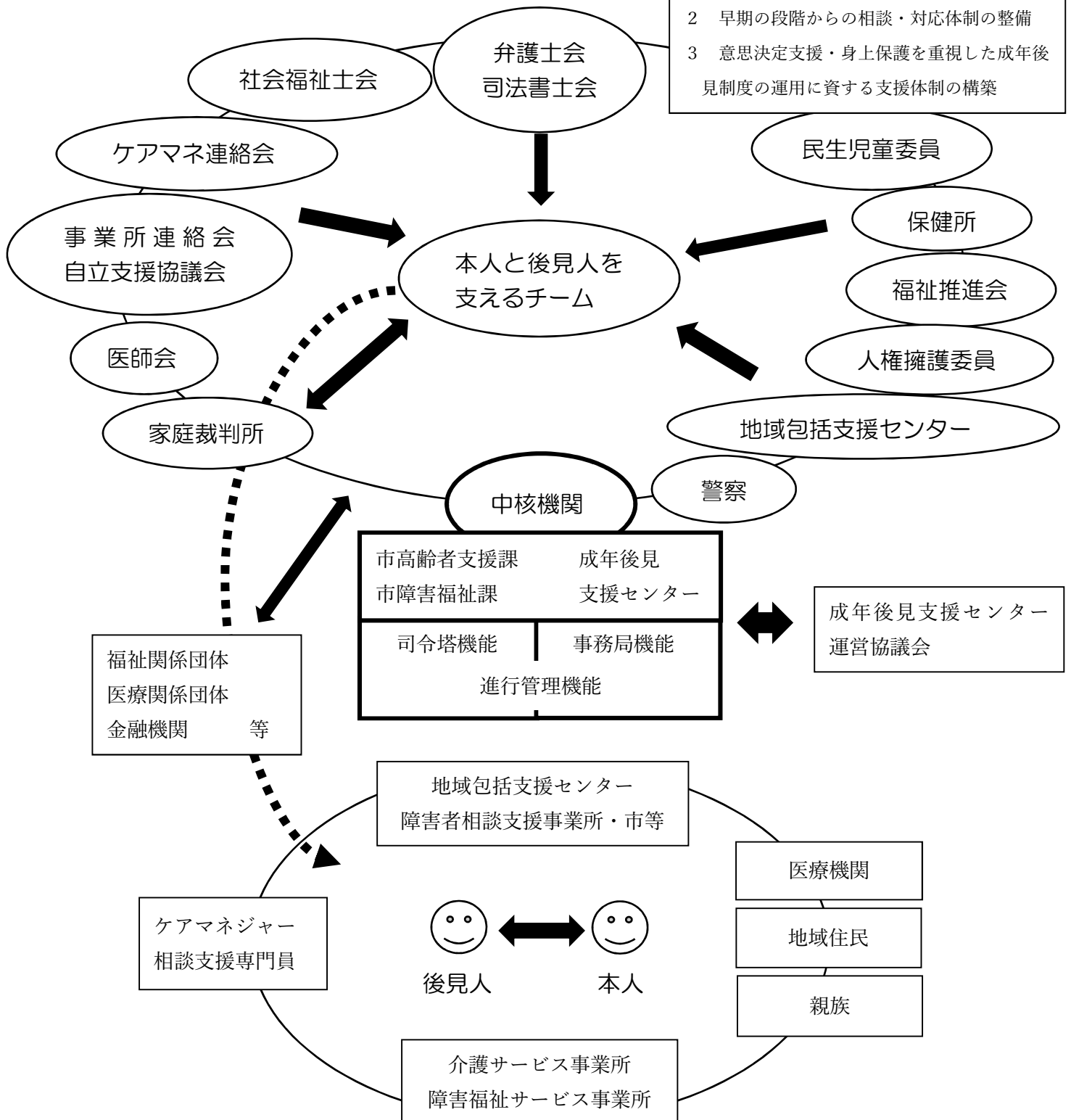
3 基本指針と取組の体系



太字・・・重点的な取組

重点的な取組

★権利擁護ネットワーク（協議会）と、本人と後見人を支えるチーム



★中核機関の設置

【中核機関の概要】

設置区域：富士市

設置場所：富士市成年後見支援センター、富士市高齢者支援課・障害福祉課

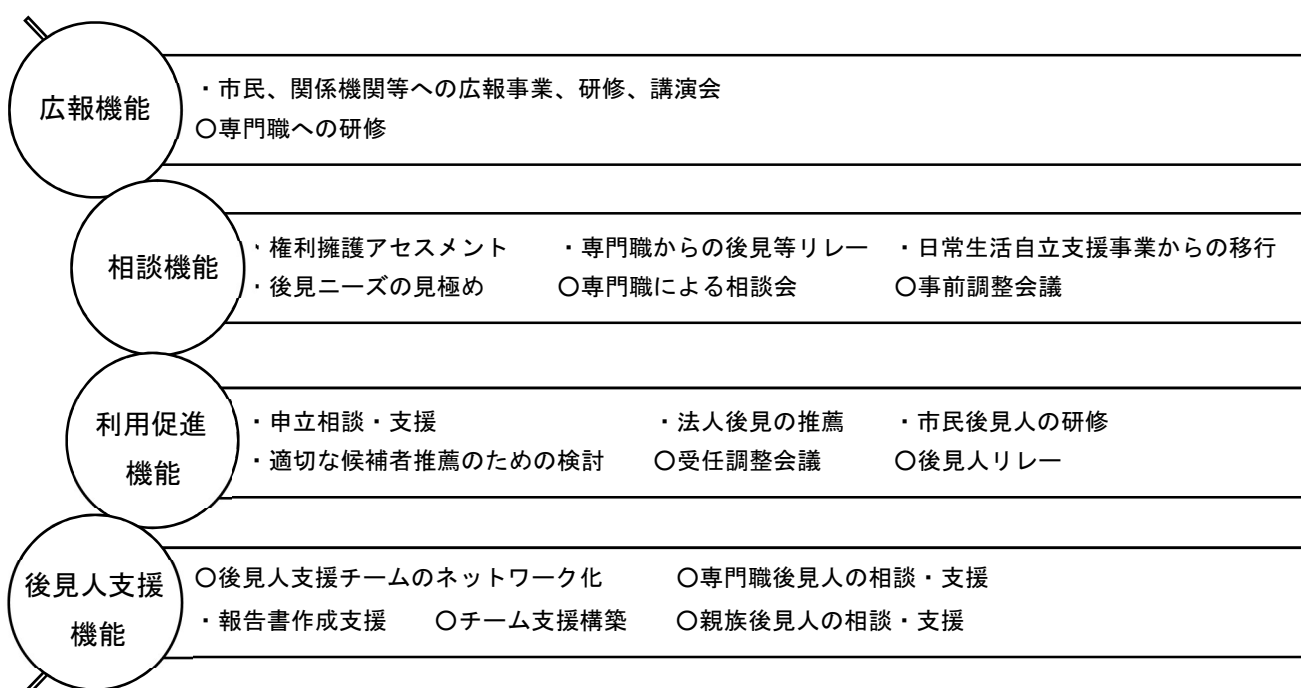
設置主体：富士市

運営主体：(福) 富士市社会福祉協議会及び富士市

設置時期：令和4年度（中核機関としての機能追加）

主な機能：成年後見支援センターが実施している業務を含め、中核機関として必要な機能は以下のとおり

※「・」が成年後見支援センターとして実施している業務、「○」が中核機関として新たに取り組む業務



★受任調整会議と事前調整会議の開催

【受任調整会議】

頻度：月１回（案件がない場合は開催しない）

メンバー：弁護士・司法書士※₁・社会福祉士※₂

富士市・成年後見支援センター・相談支援機関

会場：フィランセ東館２階 介護相談室

司会進行：高齢者支援課・障害福祉課・成年後見支援センター

内容：本人の状況、状態に合わせて成年後見人候補者の判断及び受任調整を行い、家庭裁判所へ推薦する

【事前調整会議】

頻度：月１回（案件がない場合は開催しない）

メンバー：弁護士・司法書士※₁・社会福祉士※₂

富士市・成年後見支援センター・相談支援機関

会場：フィランセ東館２階 介護相談室

司会進行：高齢者支援課・障害福祉課・成年後見支援センター

内容：成年後見制度の利用について判断がつかない案件について検討する

※₁ 司法書士のうち、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して生活できるように支援し、権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、全国の司法書士によって設立された「リーガルサポート」に所属する司法書士

※₂ 社会福祉士のうち、成年後見制度に関する研修を受けた人で構成される権利擁護センター「ばあとなあ」に所属する社会福祉士

成年後見制度利用促進に関する新たな機能(中核機関機能)

